

都筑区 外出支援サービスのご案内(保存版) 平成29年4月1日現在

対象者 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方

- (1) 介護保険の要介護認定において要支援以上に認定されたおおむね65才以上の方、もしくは特定医療費(指定難病)医療給付の対象疾患に該当する方
- (2) 一般の交通機関を利用することが困難な方

実施内容

専用の送迎車にて、医療機関・福祉施設への送迎、行政機関での手続き、その他社会参加、余暇利用のための送迎を行います。

* 利用運行範囲は、原則として横浜市内とさせていただきます。

実施日時

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで
(ただし、祝日、年末年始は除きます)。



利用(申込)方法

利用希望日の1ヶ月前から1週間前までに、電話でお申込みください。

- 申込みの受付は、祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日の午前9時～午後5時。
- ご利用できる回数は月4回までです。

* ご利用に際して、事前に区社協へ利用者登録(申請)していただく必要があります。
(利用登録者がこのサービスを利用することができます)

利用料金(利用者負担)

利用料金として、距離に応じてご負担させていただきます。

(基本的な考え方: 迎車料金相当300円に、乗車してから1kmごとに150円を加算)

* 高速料金、駐車料金等がかかる場合は、別途各自お支払いいただきます。

事故対応

送迎車輛の自動車保険、社協が加入する傷害総合保険の範囲で対応いたします。

ご理解・ご了承いただきたいこと

- (1)送迎サービスはボランティアがご自宅から目的地までの運転のみをお手伝いいたします。
- (2)集合住宅の場合は、送迎車が停車できる場所を待ち合わせ場所といたします。
- (3)介助が必要な方は、必ず介助者の同乗をお願いいたします。
- (4)予約時刻に遅れる場合、またキャンセル・変更が生じた場合は、必ず区社協へ連絡をお願いいたします。なお、予約時間に大幅に遅れる場合は、次の送迎予約がある関係で送迎ができない場合がありますのでご了承ください。
- (5)当日のキャンセルの場合はキャンセル料として300円をいただきます。

【問い合わせ先】 社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会



〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内

電話 045- 943 - 5667(送迎専用) FAX 045- 943 - 1863